公　　告

次のとおり一般競争入札に付すので、島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第90条の規定により公告する。

令和８年11月11日

病院局県立病院課長　米山　祐司

１　入札に付する事項

(1)　件名

令和８年度灯油の調達（12月分）

(2)　入札案件の仕様等

規格　　灯油ＪＩＳ１号

予定数量　64キロリットル

（①　島根県立中央病院　　８キロリットル
②　島根県立こころの医療センター　　56キロリットル）

その他の詳細は入札説明書のとおり

(3)　契約期間

令和８年12月１日から令和８年12月31日まで

(4)　納入場所

①　島根県出雲市姫原四丁目１番地１　　島根県立中央病院

②　島根県出雲市下古志町１５７４番地４　　島根県立こころの医療センター

(5)　入札方法

ア　入札者は、入札書に灯油１キロリットル当たりの単価を記載すること。

イ　入札単価については、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

２　入札に参加する者に必要な資格

(1)　地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2)　地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの(その者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者を含む)でないこと。

(3)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下「暴力団等」という。)を経営に関与させている者でないこと。

(4)　物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目

（大分類「燃料・油脂類」小分類「石油」）に登録されている者であること。

(5)　島根県が行う物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(6)　島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱(平成23年島根県告示第454号)に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

(7)　本公告に示した調達案件を納入することができることを証明した者であること。

(8)　島根県と「災害時における石油類燃料の供給及び帰宅困難者支援に関する協定」（以下「協定」と称する）を結んでいる者であること、または、協定を結んでいない者で、島根県内に燃料供給拠点を有する者であること。

3　入札書の提出場所等

(1)　入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒693-8555　島根県出雲市姫原四丁目1番地1

島根県立中央病院事務局 経営部業務課

電話　0853-30-6430

(2)　入札説明書の交付期間及び交付方法

令和８年11月11日から令和８年11月19日までの間、上記(1)の場所において交付する。（交付時間は、土曜及び日曜を除く午前9時から午後5時までとする。）

(3)　入札説明会

実施しない。

(4)　入札及び開札の日時及び場所

ア　日時　令和８年11月26日　午前９時45分

イ　場所　島根県立中央病院　３階　会議室１

4　その他

(1)　契約手続きに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2)　入札保証金

入札者が見積った契約金額（契約期間に係る総支払予定金額）の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程第94条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3)　契約保証金

契約金額（契約期間に係る総支払予定金額）の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程第117条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4)　入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(5)　入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札したとき、その他島根県病院局財務規程第98条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6)　契約書作成の要否

要する。

(7)　落札者の決定方法

島根県病院局財務規程第96条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8)　不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、病院局県立病院課に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) 調査協力

島根県が、県の会計処理の適正を期するため、受注者に対し、この契約の処理状況に関する調査への協力を要請した場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約終了後も、終了日の属する会計年度の翌年度から5年間は同様とする。